

**本当にあった！**

**2級FP技能士／AFP試験に**

**きっちり合格できるテキスト**

**～ 金融編 ～**

**1級ファイナンシャルプランニング技能士**

**CFP認定者**

**星野 直輝**

# 金融資産運用設計 前半

## I. 経済・金融の基礎知識

① 各種経済指標の基礎知識	.....	1
② 金融市場と金利の仕組み	.....	6
③ 預金者・投資家のための保護制度	.....	9
④ 消費者契約法・金融商品販売法・金融商品取引法	.....	11
⑤ 犯罪収益移転防止法（旧 本人確認法）	.....	12

## II. 金融商品の基礎知識

① 単利と複利	.....	13
② 流動性預金	.....	16
③ 定期性預金	.....	17
④ 金融債	.....	20
⑤ 信託商品	.....	21
⑥ 積み立て型商品	.....	21
⑦ その他の商品	.....	23
⑧ ドルコスト平均法	.....	28
⑨ マル優制度	.....	28
⑩ 財形制度	.....	29

### Ⅲ. 債券投資の基礎知識

① 債券の分類	.....	31
② 債券の条件に関する知識	.....	32
③ 利付き債の利回り計算	.....	33
④ 債権投資のリスク	.....	37
⑤ 外国債券の種類	.....	39
⑥ 債券投資にかかる税金	.....	39

### Ⅳ. 外貨預金・外貨MMF・外国為替証拠金取引（FX）の基礎知識

① 外貨預金	.....	40
② 外貨MMF（マネー・マーケット・ファンド）	.....	42
③ 外国為替証拠金取引（FX）	.....	42

1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP®認定者

星野直輝

参考書籍 金融資産運用設計 発行 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用等を行うことを固く禁じます。

# 金融資産運用設計 後半

## V. 株式投資の基礎知識

① 株主の権利	.....	1
② 株式市場の仕組み	.....	1
③ 相場指標	.....	3
④ 注文のルール	.....	4
⑤ 受け渡しのルール	.....	4
⑥ ミニ株投資	.....	5
⑦ 信用取引	.....	5
⑧ 株式の評価	.....	6
⑨ その他/外国株式/ETF/J-REIT	.....	11
⑩ 特定口座	.....	12
⑪ 株券の電子化とは？	.....	13
⑫ 税金	.....	14

## VI. 投資信託の基礎知識

① 投資信託とは？	.....	17
② 投資信託の仕組み	.....	17
③ 投資信託の種類	.....	18

④ 投資信託の売買費用	23
⑤ 投資信託のディスクロージャー	24
⑥ 税金	25
<b>VII. その他金融商品</b>	
① 転換社債	27
② デリバティブ取引（金融派生商品）	28
③ 金投資	31
<b>VIII. ポートフォリオ理論の基礎知識</b>	
① ポートフォリオ理論の基本的な考え方	32
② ポートフォリオ理論その他用語集	35

1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP®認定者

星野直輝

参考書籍 金融資産運用設計 発行 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用等を行うことを固く禁じます。

## V. 株式投資の基礎知識

### ① 株主の権利

株式 = 株式会社への出資  
↓  
出資するからには、見返りをもらう = 株主権

株主権の種類

1. 経営参加権
2. 利益配当請求権
3. 残余財産分配請求権・・・会社が解散したとき残った資産を持分にに応じてもらう権利

### ② 株式市場の仕組み

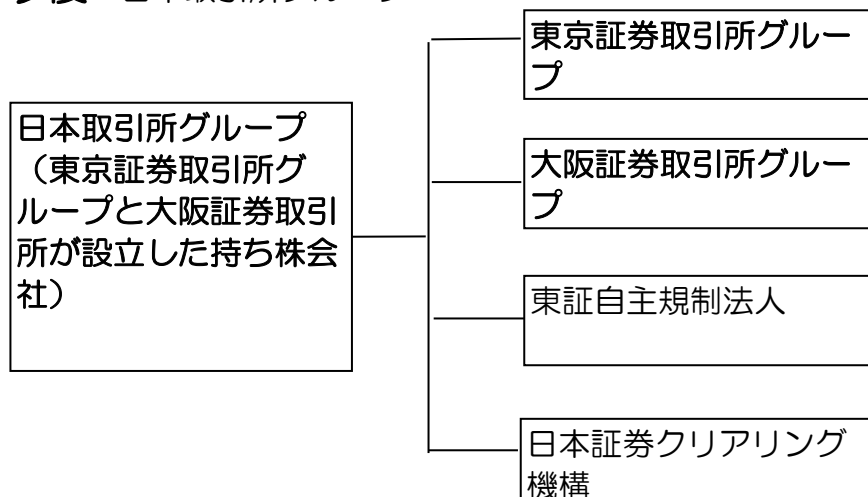
#### ○ 日本取引所グループの設立

平成25年1月1日、東京証券取引所グループと大阪証券取引所との経営統合により日本取引所グループが設立されました。新たな取引市場の組織図は、以下のようになります。

これまでの東京証券取引所と大阪証券取引所



#### 今後 日本取引所グループ



**本当にあった！**

**2級FP技能士/AFP試験に**

**きっちり合格できるテキスト**

**～ 不動産 編 ～**

**1級ファイナンシャルプランニング技能士**

**CFP認定者**

**星野 直輝**

# 不動産運用設計 前半

## I. 不動産登記の基礎知識

① 物権と債権	.....	1
② 不動産に登記することのできる権利	.....	1
③ 登記に関する基礎知識	.....	2

## II. 不動産の価格

① 公的な不動産価格	.....	7
② 不動産価格の要因	.....	8
③ 不動産の鑑定評価の手法	.....	10

## III. 不動産の取引

① 契約	.....	11
② 手付金	.....	11
③ 危険負担	.....	13
④ 瑕疵担保責任	.....	13
⑤ その他留意点	.....	15

## IV. 宅地建物取引業法

① 宅地建物取引業法の概略	.....	16
② 宅建業者	.....	17
③ 媒介契約の種類	.....	18



④ 宅建業者の報酬限度額	.....	19
<b>V. 借地借家法</b>		
① 借地借家法の概要	.....	20
② 借地権	.....	21
③ 借家権	.....	24
<b>VI. 都市計画法</b>		
① 都市計画法の概要	.....	27
② 都市計画	.....	28
③ 開発許可制度	.....	29
<b>VII. 建築基準法</b>		
① 建築基準法の概要	.....	32
② 接道義務	.....	32
③ 用途制限	.....	35
④ 建ぺい率の制限	.....	36
⑤ 容積率	.....	40
⑥ 建築物の高さの制限	.....	44
⑦ 防火地域・準防火地域	.....	44

1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP®認定者

星野直輝

参考書籍 不動産運用設計 発行 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用等を行うことを固く禁じます。

# 不動産運用設計 後半

## Ⅷ. 国土利用計画法

① 国土利用計画法の概要	.....	1
② 事後届出制	.....	2
③ 事前届出制	.....	3
④ 許可制	.....	4

## Ⅸ. 農地法

① 農地法の概要	.....	5
② 農地法3条・4条・5条	.....	5

## X. 区分所有法

① 区分所有法の概要	.....	8
② 区分所有物の管理	.....	10

### 1 1. 土地区画整理法

① 法の概要	.....	11
--------	-------	----

### 1 2. 不動産の有効活用

① 土地有効活用の事業方式	.....	12
---------------	-------	----

### 1 3. 不動産にかかる税金

① 不動産の取得時にかかる税金	.....	14
-----------------	-------	----

② 不動産の保有時にかかる税金	.....	20
③ 不動産の譲渡にかかる税金	.....	23
④ 居住用財産についての課税の特例措置	.....	27
⑤ 不動産の賃貸にかかる税金	.....	38

1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP®認定者

星野直輝

参考書籍 不動産運用設計 発行 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用等を行うことを固く禁じます。

③ 用途制限

用途制限とは？ → 敷地に建築できる建築物の規制のこと

敷地が2以上の用途地域にまたがる場合は？

→ 過半の属する方の制限をうける!!!

○ 建築物の用途制限の例示

用途地域	建築可能な主な建物			
第1種低層住居専用地域	住宅 図書館 老人ホーム	幼稚園・小学校・中学校・高等学校	保育園 診療所 派出所	
第2種低層住居専用地域	住宅 図書館 老人ホーム	幼稚園・小学校・中学校・高等学校	保育園 診療所 派出所	
第1種中高層住居専用地域	住宅 図書館 老人ホーム	幼稚園・小学校・中学校・高等学校	保育園 診療所 派出所	病院 大学
第2種中高層住居専用地域	住宅 図書館 老人ホーム	幼稚園・小学校・中学校・高等学校	保育園 診療所 派出所	病院 大学
第1種住居地域	住宅 図書館 老人ホーム	幼稚園・小学校・中学校・高等学校	保育園 診療所 派出所	病院 大学
第2種住居地域	住宅 図書館 老人ホーム	幼稚園・小学校・中学校・高等学校	保育園 診療所 派出所	病院 大学
準住居地域	住宅 図書館 老人ホーム	幼稚園・小学校・中学校・高等学校	保育園 診療所 派出所	病院 大学
近隣商業地域	住宅 図書館 老人ホーム	幼稚園・小学校・中学校・高等学校	保育園 診療所 派出所	病院 大学
商業地域	住宅 図書館 老人ホーム	幼稚園・小学校・中学校・高等学校	保育園 診療所 派出所	病院 大学
準工業地域	住宅 図書館 老人ホーム	幼稚園・小学校・中学校・高等学校	保育園 診療所 派出所	病院 大学
工業地域	住宅 図書館 老人ホーム		保育園 診療所 派出所	
工業専用地域			保育園 診療所 派出所	

**本当にあった！**

**2級FP技能士／AFP試験に**

**きっちり合格できるテキスト**

**～ タックスプランニング編 ～**

**1級ファイナンシャルプランニング技能士**

**CFP認定者**

**星野 直輝**

# タックスプランニング前半

## I. 所得税の概要

① 税制の概要	.....	1
② 所得税の納税義務者	.....	2
③ 所得税の計算の流れ	.....	3

## II. 所得の分類

① 所得の分類	.....	5
② 利子所得	.....	7
③ 配当所得	.....	8
④ 不動産所得	.....	9
⑤ 事業所得	.....	10
⑥ 給与所得	.....	15
⑦ 譲渡所得	.....	16
⑧ 一時所得	.....	20
⑨ 退職所得	.....	21
⑩ 雑所得	.....	23
⑪ 山林所得	.....	24

### Ⅲ. 損益通算

① 損益通算とは？	.....	25
② 損益通算の手順	.....	26

### Ⅳ. 所得控除

① 所得控除の種類	.....	28
② 基礎控除	.....	29
③ 扶養控除	.....	29
④ 配偶者控除	.....	31
⑤ 配偶者特別控除	.....	32
⑥ 障害者控除	.....	33
⑦ 社会保険料控除	.....	34
⑧ 医療費控除	.....	34
⑨ 生命保険料控除 個人年金保険料控除	.....	38
⑩ 雑損控除	.....	41
⑪ 小規模企業共済等掛金控除	.....	44
⑫ 寡婦・寡夫控除	.....	44
⑬ 地震保険料控除	.....	45
⑭ 勤労学生控除	.....	45
⑮ 寄付金控除	.....	46

### Ⅴ. 税額控除

① 配当控除	.....	47
② 外国税額控除	.....	48
③ 住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）	.....	48
④ 長期優良住宅を新築・取得した場合の特別控除	.....	51

### Ⅵ. 申告と納税

① サラリーマン等の確定申告	.....	52
----------------	-------	----

② 年末調整	.....	53
③ 確定申告書の提出期限	.....	54
④ 修正申告と更正の請求	.....	54
⑤ 青色申告	.....	55

1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP®認定者

星野直輝

参考書籍 タックスプランニング 発行 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用等を行うことを固く禁じます。

---



# タックスプランニング後半

## Ⅶ. 個人住民税と個人事業税

① 個人住民税の概要	.....	1
② 個人事業税の概要	.....	3

## Ⅷ. 法人税

① 法人税の概要	.....	4
② 青色申告	.....	7
③ 損金の税務	.....	9
④ 保険料の経理処理	.....	14
⑤ 経済的利益の供与にかかる税務	.....	16
⑥ 同族会社の特別規定	.....	17

## Ⅸ. 消費税

① 消費税の概要	.....	19
② 簡易課税制度	.....	21

1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP®認定者

星野直輝

参考書籍 タックスプランニング 発行 日本ファイナンシャル・プランナーズ協

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用等を行うことを固く禁じます。

## ⑥ 給与所得

- 給与所得に分類されるもの → 給与・賞与・各種手当、現物給与等の経済的利益のうち一定のもの 等
- 現物給与等の経済的利益のうち一定のもの → 無料または一定金額以下でおこなう社宅や寮の供与 等
- 給与所得とならないもの → 電車バス通勤者の月額10万円以下の交通費・創業記念などの記念品（1万円以下である等の要件を満たすものに限る）・一定金額以上で貸し付ける社宅や寮・使用人に対して1%以上の年利息でおこなう住宅資金の貸付 等

給与所得＝収入金額－給与所得控除

参考 復興所得税

給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。

給与所得控除の額

年収	控除額
180万円以下	年収×40%、この金額に満たない場合は、65万円
180万円超360万円以下	年収×30%+18万円
360万円超660万円以下	年収×20%+54万円
660万円超1000万円以下	年収×10%+120万円
1000万円超1500万円以下	年収×5%+170万円

### ※ 平成25年改正

平成25年以降、給与収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額については、一律245万円とされました。

**本当にあった！**

**2級FP技能士／AFP試験に**

**きっちり合格できるテキスト**

**～ リスク管理 編 ～**

**1級ファイナンシャルプランニング技能士**

**CFP認定者**

**星野 直輝**

# 生命保険

## I. 生命保険の仕組み

① 保険料の構成	1
② 保険料の算出に関する付随知識	1
③ 契約者配当	3
④ 生命保険の募集	4

## II. 生命保険契約に関する基礎知識

① 契約者・被保険者・保険金受取人	5
② 主契約と特約	5
③ 保険期間と保険料払い込み期間	6
④ 保険料の払いこみ方法	6
⑤ 約款と定款	6
⑥ 契約の成立	7
⑦ クーリングオフ制度	9
⑧ 契約の失効と復活	9
⑨ 保険料の払いこみが困難となった場合の対応策	10
⑩ 契約転換制	11

### Ⅲ. 保険契約者の保護

① 保険契約者保護機構	13
② 保険会社が破綻した場合の保険契約者保護機構の役割	14
③ 保険契約者保護機構の補償割合	14
④ 保険会社の健全性～ソルベンシーマージン比率～	16

### Ⅳ. 生命保険商品

① 生命保険商品の基礎知識	17
② 生命保険商品の基本型	18
③ その他の生命保険商品のポイント	22
④ 試験に良く出る特約のポイント	27

### Ⅴ. 個人年金保険

① 個人年金保険の種類	29
-------------	----

### Ⅵ. 第3分野の保険

① がん保険	34
② 特定疾病保障保険	35
③ 医療保険	35
④ 介護保険	36

### Ⅶ. 団体生命保険

① 団体生命保険の種類	37
-------------	----

### Ⅷ. かんぽ生命保険（簡易保険）

① 民営化に伴う最も大きな変更点	40
② かんぽ生命保険の主な特徴	40

## IX. 法人契約の経理処理

① 簿記の基礎知識	42
② 生命保険料の経理処理	43
③ 保険金・解約返戻金の経理処理	51

## X. 保険と税金

① 生命保険料控除 個人年金保険料控除	53
② 死亡保険金にかかる税金	56
③ 満期保険金・解約返戻金にかかる税金	57
④ 給付金に対する課税	58
⑤ 生命保険契約に関する権利の相続税評価	58
⑥ 年金受給権の評価額	58

1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP®認定者

星野直輝

参考書籍 リスクマネジメント 発行 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

ライフプランニングと資金計画／リスク管理 発行 社団法人 金融財政事情研究会

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用等を行うことを固く禁じます。

# 損害保険

## I. 損害保険の基礎知識

①	リスク処理の体系	.....	1
②	保険金額と保険価額	.....	2
③	火災保険	.....	5
④	地震保険	.....	8
⑤	自動車保険	.....	11
⑥	傷害保険	.....	14
⑦	その他の損害保険商品	.....	16
⑧	圧縮記帳	.....	19

1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP®認定者

星野直輝

参考書籍 リスクマネジメント 発行 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

ライフプランニングと資金計画／リスク管理 発行 社団法人 金融財政事情研究会

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用等を行うことを固く禁じます。

## ② 生命保険料の経理処理

### ○ 法人の支払う保険料の取り扱いの大原則

貯蓄性のある保険（終身保険・養老保険等） → 資産計上

貯蓄性のない保険（定期保険・医療保険等） → 損金算入

### ★ hoshino流はこう考える！

あくまで原則ですから、必ずこうなるというわけではありませんが、これが、考え方の基本中の基本。あとの理解が楽になりますから、必ず覚えておきましょう。

### ○ 定期保険の場合

契約者 法人 被保険者 役員・従業員 保険金受取人 法人の場合

借方	貸方
定期保険料 〇〇〇円	
特約保険料 〇〇〇円	現金 〇〇〇円

※ 定期保険の場合は、保険金受取人が役員・従業員の遺族であっても同様の仕訳となります。

### ★ hoshino流はこう考える！

まずは、基本中の基本、定期保険の仕訳に付いてやっつけましょう。とりあえず、保険加入したのだから保険料を支払うことになりますね。ということは、資産が減少します。これが、貸し方に書いてある現金〇〇〇円ということ。「現金は、どうなったのか？」を考えてください。定期保険は、何かあれば保険金が支払われますが、何もなければ掛け捨てでおしまい。ということは・・・定期保険料は、費用の発生（損金計上）と考えられますね。したがって、この仕訳を言葉にすると、「現金〇〇〇円を定期保険料（費用）として支払いました。」ということになります。特約保険料についても同じ理屈です。定期保険の仕訳と終身保険の仕訳の理屈を理解しておけば、試験対策上の経理処理の基本は終了。ちょっとがんばれば誰でも理解できると思いますよ。



**本当にあった！**

**2級FP技能士／AFP試験に**

**きっちり合格できるテキスト**

**～ 相続・事業承継 編 ～**

**1級ファイナンシャルプランニング技能士**

**CFP認定者**

**星野 直輝**

# 相続事業承継 前半

## I. 相続の概要

① 相続制度	.....	1
② 相続財産と遺産分割	.....	4
③ 民法上の法定相続人	.....	8
④ 子供の扱い	.....	9
⑤ 民法と相続税法	.....	10
⑥ 遺言の種類	.....	13
⑦ 遺言の効力	.....	17
⑧ 遺贈	.....	18
⑨ 遺留分	.....	19

## II. 相続税の仕組みと計算

① 相続税の課税財産	.....	21
② 相続税の非課税財産	.....	21
③ 相続税の基礎控除	.....	24
④ 相続税の計算	.....	25
⑤ 相続税の2割加算	.....	28

### Ⅲ. 相続税の税額控除

① 配偶者の税額軽減	.....	29
② 贈与税額控除	.....	30
③ 未成年者控除	.....	31
④ 障害者控除	.....	31
⑤ 相次相続控除	.....	32
⑥ 外国税額控除	.....	32

### Ⅳ. 相続税の申告と納税

① 相続税の納税義務者と課税財産の範囲	.....	33
② 相続税の申告書の提出	.....	34
③ 延納と物納	.....	36
④ 相続税の取得費加算の特例	.....	40

### Ⅴ. 相続財産の評価

① 宅地の評価	.....	41
② 特殊な宅地の評価	.....	46
③ 建物の評価	.....	48
④ 小規模宅地等の減額特例	.....	48
⑤ 金融資産の評価	.....	53

1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP®認定者

星野直輝

参考書籍 相続事業承継 発行 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

相続・事業承継 発行 社団法人 金融財政事情研究会

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用等を行うことを固く禁じます。

# 相続事業承継 後半

## VI 贈与税の概要

① 贈与契約	1
② 贈与の種類	2
③ 贈与税の納税義務者	2
④ 贈与税の課税財産と非課税財産	3
⑤ 贈与税の税率	6

## VII. 贈与税の計算

① 贈与税額の算出	7
② 贈与税の配偶者控除	8

## VIII. 贈与税の申告と納税

① 贈与税の申告期限と納税	10
---------------	----

## IX. 贈与税におけるその他の特例

① 相続時精算課税制度の概要	12
② 相続時精算課税制度の適用要件	13
③ 住宅取得資金にかかる相続時精算課税制度の特例	16
④ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度	17
⑤ 教育資金の一括贈与の非課税制度	19

## X. 事業承継

① 取引相場のない株式の評価	21
② 特定評価会社の評価	30
③ 取引相場のない株式の納税猶予制度	32
④ 会社法の概要	35

1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP®認定者

星野直輝

参考書籍 相続事業承継 発行 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

相続・事業承継 発行 社団法人 金融財政事情研究会

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用等を行うことを固く禁じます。

## ⑤ 教育資金の一括贈与の非課税制度

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に金融機関等に拠出される教育資金とすることを目的とした金銭等の贈与について、受贈者1人につき、最大で1500万円までの非課税枠が設けられました。

贈与者の条件            受贈者の**直系尊属**

受贈者の条件            **30歳未満の直系卑属**

### 対象となる教育資金

#### 1. 学校等に対して直接支払われる次のような費用


入学金・授業料・学用品の購入費や学校給食費・修学旅行費など学校等における教育に伴って必要となる費用等

#### 2. 学校等以外に対して直接支払われる次のような費用で社会通念上相当と認められるもの

学習塾や水泳教室・ピアノ教室などに支払われる授業料や施設の使用料、これらに使用する物品の購入費など

#### 対象とはならないものの例示

大学の下宿代、留学の渡航費や滞在費、学習塾のテキストを一般書店で購入した場合の購入費 等

非課税枠            受贈者1人につき**1500万円**。ただし、学校以外の者に支払われるものについては、500万円が限度となる。

### 適用手続き

この非課税制度の適用を受けるためには、信託銀行等の金融機関において教育資金口座の開設等（名義は孫等の受贈者）を行った上で、**教育資金非課税申告書**をその口座の開設等を行った**金融機関等を経由**して、信託や預入などをする日（通常は教育資金口座の開設等の日。）までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

**本当にあった！**

**2級FP技能士／AFP試験に**

**きっちり合格できるテキスト**

**～ パーソナルプラン 編 ～**

**1級ファイナンシャルプランニング技能士**

**CFP認定者**

**星野 直輝**

# ライフプランニング

## I. FP業と関連法規

① FP業と税理士法	1
② FP業と投資運用業・投資助言・代理業（旧投資顧問業）	2
③ FP業と金融商品仲介業（旧証券仲介業）	3
④ FP業と保険業法	3
⑤ FP業とその他関連法規	4

## II. ライフプランニングの考え方

① ライフプランニングの6step	5
② 可処分所得	5
③ ライフイベント表	6
④ キャッシュフロー表	6
⑤ 個人バランスシート	8
⑥ 必要保障額	9



### Ⅲ. 係数表の使い方

① 係数表の種類	.....	10
② 各係数表の詳細	.....	10

### Ⅳ. 住宅取得資金の考え方

① 住宅取得時の頭金	.....	12
② 住宅ローンの仕組み	.....	13
③ フラット35（買取型）	.....	15
④ フラット35（保証型）	.....	18
⑤ フラット50	.....	18
⑥ フラット35リフォームパック	.....	19
⑦ 住宅ローンの借り換え	.....	20
⑧ 住宅ローンの繰り上げ返済	.....	20

### Ⅴ. 教育資金の融資制度 奨学金

① 日本政策金融公庫の教育一般貸付	.....	23
② 奨学金制度の利用	.....	23

### Ⅵ. クレジットカードのポイント

① リボルビング方式	.....	25
② アドオン方式	.....	25

1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP®認定者

星野直輝

参考書籍 パーソナルファイナンス 発行 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

参考書籍 ライフプランニングと資金計画 発行 金融財政事情研究会

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用等を行うことを固く禁じます。

# 社会保険

## I. 老齢年金

① 老齢年金の基本モデル	1
② 年金制度	2
③ 老齢基礎年金	4
④ 学生納付特例	7
⑤ 若年者（30歳未満）納付猶予制度	7
⑥ 受給資格期間の特例	8
⑦ 国民年金の任意加入	9
⑧ 繰上げ・繰り下げ支給	9
⑨ 付加年金	11
⑩ 国民年金基金	12
⑪ 老齢厚生年金	13
⑫ 加給年金と振替加算	17
⑬ 65歳未満の老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰り上げ支給	18
⑭ 65歳からの老齢厚生年金	19
⑮ 在職老齢年金	20
⑯ 離婚時の厚生年金分割制度	23

⑰	ねんきん定期便とは？	24
<b>II. 障害年金</b>		
①	障害基礎年金	25
②	障害厚生年金	27
<b>III. 遺族年金</b>		
①	遺族基礎年金	28
②	寡婦年金	29
③	死亡一時金	30
④	遺族厚生年金	31
⑤	中高齢寡婦加算	33
<b>IV. 供給調整</b>		
①	老齢年金との供給調整	34
②	障害年金との供給調整	35
③	雇用保険との供給調整	35
<b>V. 公的医療保険</b>		
①	公的医療保険の概要	36
②	健康保険の給付内容の概要（抜粋）	37
③	任意継続被保険者制度	41
④	後期高齢者医療制度	42
<b>VI. その他の社会保険制度の概要</b>		
①	労働者災害補償保険の概要	44
②	雇用保険制度の概要	47
③	公的介護保険の概要	53
④	確定拠出年金の概要	55
⑤	中小企業退職金共済と小規模企業共済	57

1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP®認定者

星野直輝

参考書籍 リスクマネジメント 発行 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会  
年金 社会保険 発行 社団法人 金融財政事情研究会

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用等を行うことを固く禁じます。

○ 老齢基礎年金の年金額（満額） → 778500円  
（平成25年度価額 10月から）

※ 実際に減額された額を受け取るのは、10月・11月分が支給される12月分からです。

平成25年度 10月からの年金額の計算式

778500円×

保険料納付月数＋全額免除月数×乗率＋3/4免除月数×乗率＋半額免除月数×乗率＋1/4免除月数×

480ヶ月※

平成21年度より、老齢基礎年金の年金額の計算で平成21年3月以前と平成21年4月以降に保険料の免除期間がある場合は、期間計算に用いる乗率が異なることとなりました。

	平成20年度分までの乗率	平成21年度以降分の乗率
全額免除	3分の1	2分の1
3/4免除	2分の1	8分の5
半額免除	3分の2	4分の3
1/4免除	6分の5	8分の7

※ 加入可能年数は昭和16年4月2日以降生まれの者は、480月（40年）となりますが、それ以前に生まれた者については生年月日に応じて短くなります。

## ○ 保険料の免除

### 法定免除

- ・ 障害基礎年金等障害を支給事由とする年金の受給権者
- ・ 生活保護を受けている者 等

### 申請免除

- ・ 経済的な事由で保険料の納付が困難な者 等